

経済安全保障の最新動向（中国）

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部中国北アジア課 藤原 智生

2026年2月13日



故宮の角楼

調査部 中国北アジア課課長代理

藤原 智生

- 2009年、ジェトロ入構。
- 本部（東京）では、総務部人事課、海外調査部中国北アジア課、企画部企画課などの業務に従事。
- 海外では、海外語学研修（北京）および北京事務所勤務（2016～2021年）を経験。
- 北京事務所では、中国の経済情報の調査・情報発信、ビジネス環境改善などを担当。
- 現在は、調査部中国北アジア課にて、中国大陸、香港、台湾関連業務などを担当。

本日の講演内容

I. 中国の経済安全保障政策の概要

II. 中国の輸出管理強化における日本企業への影響と対応

III. 米中の釜山合意と再輸出規制の動向

IV. まとめ

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行いください。また、万一不利益を被る事態が生じましても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

本日の講演内容

- I. 中国の経済安全保障政策の概要
- II. 中国の輸出管理強化における日本企業への影響と対応
- III. 米中の釜山合意と再輸出規制の動向
- IV. まとめ

1 | 国家安全保障の概念

- 中国の「国家安全」は、「総体国家安全観」として定義される。政治、軍事、国土、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態系、資源、核などの安全保障を対象とし、広汎な概念となっている。
- 貨物、データ、技術などの管理法制の中に組み込まれていることで、管理対象範囲が不明確に。

中国の国家安全（保障）の概念（注）

政治	軍事	国土	経済	金融
文化	社会	科学技術	情報	食糧
生態系	資源	核	海外権益	宇宙
深海	極地	バイオ	人工知能	データ

（注）2014年4月の中央国家安全委員会第1回全体会議の重要講話において、政治・国土・軍事・経済・文化・社会・科学技術・情報・生態・資源・核の安全という11項目を含む総体的国家安全観が提示された。2016年には海外権益が、2020年2月には生物が国家安全に含まれた。その後、20項目に再整理されたとの見解に基づき作成。

（出所）中国共産党、政府、報道から作成

2 | 輸出・データ管理関連法、反外国制裁的措置の概要

- 中国政府によるモノ・技術やデータなどに関する管理について、管理対象の拡大や細則策定が進展。
- 規制運用については、欧米の措置に適時反応する傾向。

中国の主要な輸出・データ管理関連法令、反外国制裁的措置の概要

貨物
技術

輸出管理法（2020年12月1日施行）

両用品目輸出管理条例（2024年12月1日施行）

データ

サイバーセキュリティ法（2017年6月施行）

データセキュリティ法（2021年9月施行）

個人情報保護法（2021年11月施行）

対抗
措置

反外国制裁法（2021年6月施行）

域外阻止弁法（2021年1月施行）

信頼できないエンティティリスト
(2020年9月施行)

- 安全保障貿易管理の観点からの輸出を包括的、全体的に管理規制する基本法として輸出管理法を2020年に施行。
- 両用品目輸出管理条例は輸出管理法などに基づき、両用品目の管理規定をより明確化し、強化するもの。2024年12月施行。

- サイバーセキュリティ法はネットワーク空間の安全保障の観点で「システム面の管理」を規定するもの。
- データセキュリティ法はデータおよびデータ取り扱いの安全保障の観点で、「中身の取り扱い」を規定するもの。
- 個人情報保護法は個人情報の取り扱いを規定するもの。越境移転規制、データローカライゼーションなどが盛り込まれた。

- それぞれ以下のような行為に対し罰則を規定。
- 「中国の主権、安全、発展の利益を害する行為およびその実施、協力、支援」
- 「外国の法律・措置が国際法および国際関係の基本準則に違反し、中国企業などが国外企業などと正常な貿易、取引を行うことが不当に禁止または制限される場合」
- 「市場取引の原則に違反し、中国企業などとの取引を中断する行為」

3 | 各社の共通的関心事項/課題

- 日本企業の共通的関心事項としては、両用（デュアルユース）品目の管理、再輸出の運用、該否判定の方法、情報収集の方法、SCのリスク調査などがある。

共通的関心事項/課題

項目	概要
輸出管理	● 両用品目管理の運用実態（許可取得のリードタイム、プロセスの安定性・透明性）
	● 再輸出に係る原産地ルール、デミニミスルール、直接製品ルールの動向
	● 該否判定の方法と企業の運用実態、適切な相談先
情報収集	● 情報収集の方法（中立的な情報の収集）、社内体制整備の在り方、経営サイドからの「情報要求」
SC調査	● サプライチェーン（SC）のリスク調査の方法
データ移転	● 重要データの範囲、越境移転に係る規制・手続きが必要となる条件、産業別の細則の動向
反外国制裁措置	● 米国の制度を遵守することによる、反外国制裁法などとの板挟みをいかに避けるか
レビューテーションリスク	● 米国エンティティリスト（EL）掲載企業との取引など、レビューテーションリスクへの対策
国産化	● 政府調達における国産品の認定要件（国産部品コストの最低比率要件、特定製品の範囲およびその重要部品、重要工程の要件）など

本日の講演内容

- I. 中国の経済安全保障政策の概要
- II. 中国の輸出管理強化における日本企業への影響と対応
- III. 米中の釜山合意と再輸出規制の動向
- IV. まとめ

1 | 中国の輸出管理規制の全体像

- 中国の輸出管理規制には、大きく、**一般的な貨物・技術に対する輸出管理規制**と安全保障貿易管理の観点からの**両用品・軍用品・核等および関連技術に対する輸出管理規制**の二つの体系がある。

一般的な輸出管理

- 産業、経済安全保障
- 国際収支バランス
- 生態・環境保全 など

安全保障貿易管理

(両用品・軍用品・核等および関連技術)

- 安全保障管理
- 國際輸出管理レジーム遵守
- 国家主権・利益保護 など

「輸出入全般に関する主な法令」

- 対外貿易法
- 税関法
- 貨物輸出入管理条例
- 技術輸出入管理条例 など

「一般的な貨物・技術の 輸出規制に関する主な法令」

- 輸出禁止貨物リスト
- 輸出禁止・輸出制限技術目録
- 輸出許可証管理貨物目録 など

「安全保障貿易管理に関する主な法令」

- **輸出管理法**
- **両用品目輸出管理条例**
- **両用品目輸出管理リスト**
- 両用品目および技術輸出入許可証管理規則
- 両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス体制の構築に関する指導意見
- 核輸出規制条例、軍用品輸出管理条例など

2 | 輸出管理法の概要

- **輸出管理法**は、安全保障貿易管理の観点から、**両用品（デュアルユース）・軍用品・核等および関連技術に関する輸出許可**などの管理規制について規定する基本的かつ重要な法律。2020年12月1日施行。
- 2024年12月1日に「**両用品目輸出管理条例**」が施行された。行政法規や公告などに分散していた両用品目の輸出管理規制を統合するもので、エンドユーザー・エンドユース管理の強化、個別/包括の輸出許可制度、再輸出規制の確立を柱とする。

輸出許可の対象

- ◆ **管理規制品目**：両用品、軍用品、核（原子力）などおよび関連技術（技術輸出も規制対象）
- ◆ **管理規制リスト**による輸出許可：両用品目に関しては、「両用品目輸出管理リスト」に基づく管理
- ◆ **管理規制リスト外**でもキャッチオール規制（12条3項）が規定
- ◆ 特定の管理規制品目や、仕向国・地域、仕向先（組織・個人）について輸出禁止措置をとることができる（10条）

輸出許可の手続き

輸出経営者による申請

最終用途およびエンドユーザー証明資料など

輸出管理部門による審査・許可証交付

省レベルの商務管理部門が窓口となる。
実質的な審査は主に商務部産業安全輸出入管制局が担う。

輸出手続

輸出経営者などが税関に対して、管理規制品目の輸出許可証を提出

基本的にオンラインで手続きが行われる（※一部書類の原本の提出要求あり）

※中国でも安全保障の観点からの輸出管理自体は輸出管理法制定以前から存在していた。

3 | 両用品目輸出管理リスト

- 管理対象の品目をリスト掲載。該非判定ができない場合には商務部に問い合わせることが可能。
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）がリストの日本語訳を公開している。

輸出管理コードの概要

(例) コード番号「3A201」の場合

3	A	2	01
↓ 業界・分野	↓ 品目の類型	↓ 管理事由	↓ 品目番号

(参考) 両用品目および技術輸出入許可証管理目録

- 輸出管理コードごとに参考となるHSコードが示されている。
- 2026年版が12月31日に公布。

桁数	カテゴリ	詳細
1桁目 (数字)	業界・分野	1 専用材料と関連設備、化学製品、微生物および毒素 2 材料加工 3 電子 4 コンピューター 5 電気通信と情報セキュリティ 6 センサーとレーザー 7 ナビゲーションと航空電子 8 船舶 9 航空・宇宙と推進 0 その他品目
2桁目 (アルファベット)	品目の類型	A システム、設備、部品 B 測定、検査、生産設備 C 材料 D ソフトウェア E 技術
3桁目 (数字)	管理事由	0 通常兵器関連 1 大量破壊兵器の運搬手段関連 2 核不拡散関連 3 化学および生物兵器関連 4 監控化学品 5 臨時管理 9 その他の国家安全要素関連
4・5桁目 (数字)	品目番号	

(出所) 両用品目輸出管理リストを基にジェトロ作成。

4 | 輸出管理法関連の動向

- 米中間の貿易摩擦などの国際情勢を背景に、中国は半導体、電気自動車、磁石などの製造に関連する戦略的資源の輸出管理を強化。

レアアース、レアメタル、ドローンなどに対する輸出管理強化の例

- 2023年7月 ガリウム、ゲルマニウム関連品目、大型ドローン関連品目の新規追加（2023年8月施行）
- 2023年10月 黒鉛関連品目の調整（2023年12月施行）
- 2024年7月 大型ドローン関連品目の調整（2024年9月施行）
- 2024年8月 アンチモン関連品目の新規追加（2024年9月施行）
- 2024年12月 軍事用途・ガリウム、ゲルマニウムなどの両用品目の米国に対する輸出管理強化（同月施行）
- 2025年2月 タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目の新規追加（同月施行）
- 2025年4月 サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウムの関連品目の新規追加（同月施行）

5 | 輸出管理の強化対象となつたレアアース

- 中国商務部は4月4日から、以下の7種の中・重希土類の関連品目の輸出管理を強化。
- 高性能磁石製造に必要なジスプロシウム、テルビウム、サマリウムなどが、日本企業への影響大。

7種の中重希土類の主な用途

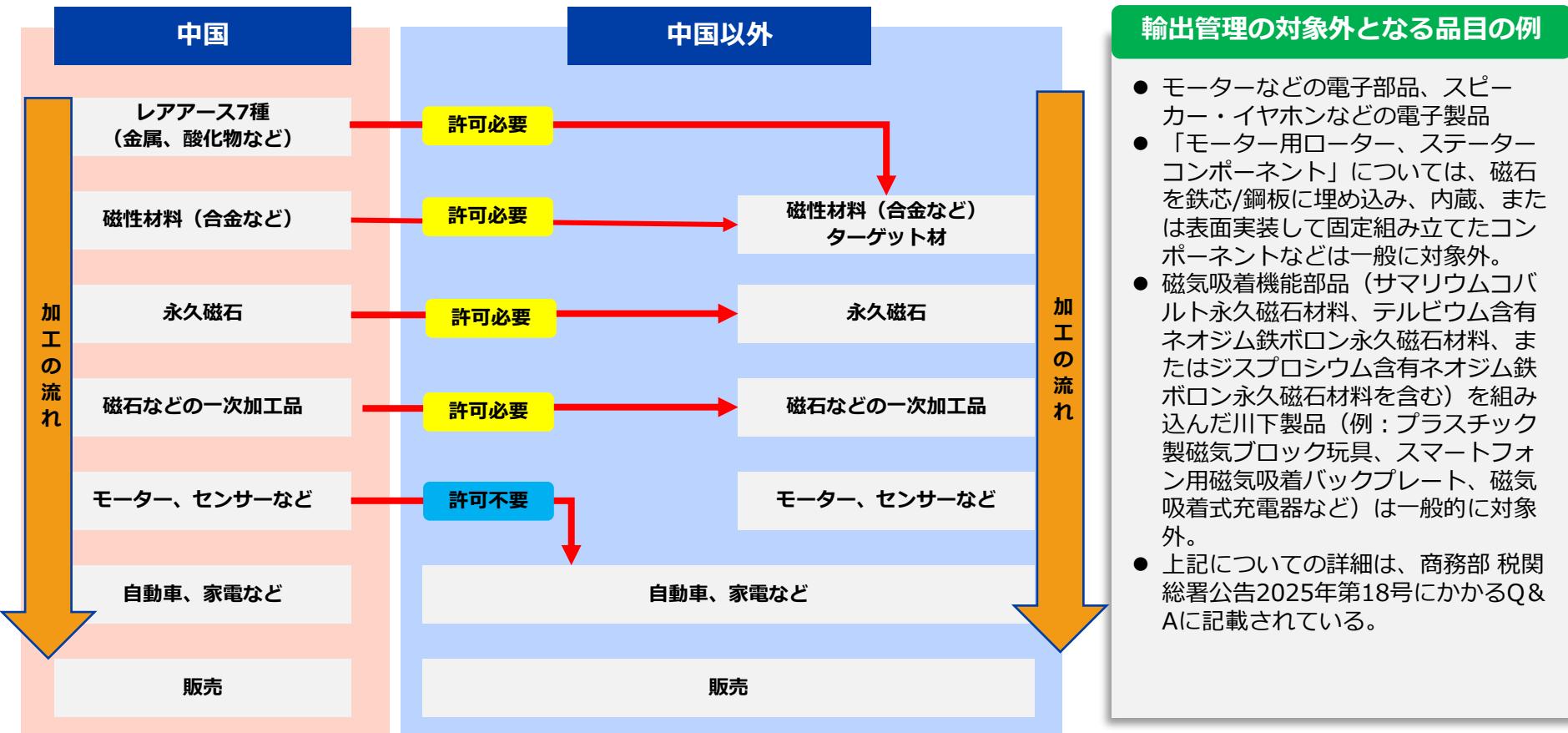
希土類品目名：元素記号	主な用途
サマリウム : Sm	● サマリウムコバルト磁石
ガドリニウム : Gd	● 磁気メモリ、レーザー光源、MRI造影剤
ジスプロシウム : Dy	● ネオジム磁石、レーザー光源
テルビウム : Tb	● ネオジム磁石、蛍光体材料、海軍ソナーシステム
ルテチウム : Lu	● 触媒、放射線医薬品、蛍光体材料
スカンジウム : Sc	● 高強度アルミニウム合金、水銀灯、ハロゲンランプ
イットリウム : Y	● 蛍光体材料、YAGレーザー、薄膜コンデンサ

(出所) JOGMEC「中国によるレアアースに対する管理強化に係る動向」などからジェトロ作成

6 | 影響を受けるサプライチェーンの例

- 中国からのサプライチェーンで影響を受けるものは、主に（1）レアアースを直接中国大陸外に輸出、（2）中国大陆で磁石に加工し輸出、（3）中国大陆で磁石を組み込んだ中間品に加工し輸出、がある。
- レアアース7種を含まない磁石についても（2）において税関検査で留め置かれる事態も。

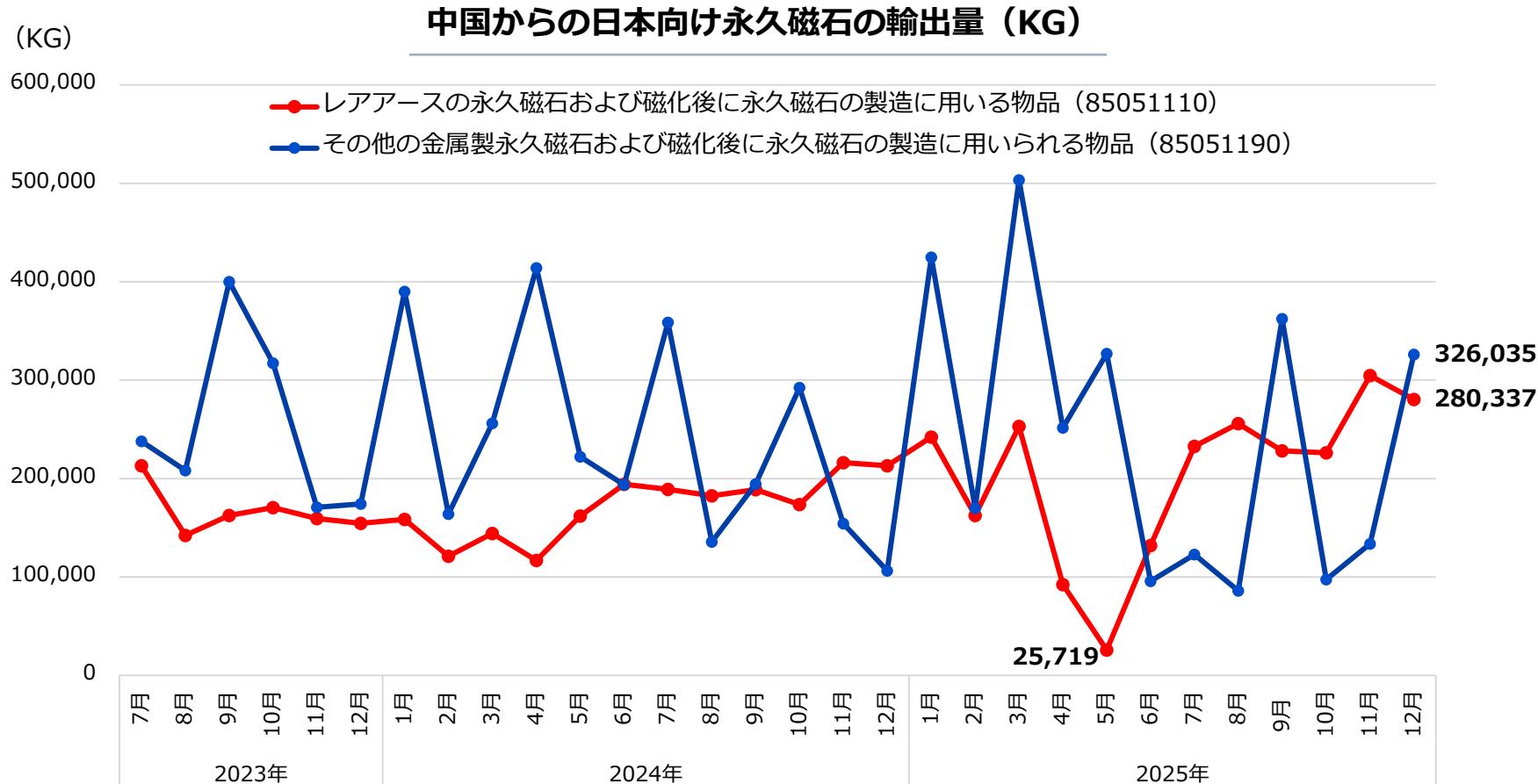
影響を受けるサプライチェーンの類型（概念図）



(出所) 商務部発表からジェトロ作成

7 | 磁石の日本向け輸出量の推移

- レアアース磁石は4月～5月に顕著に輸出量が減少したが、7月からは回復。12月は前年同期比31.6%増。
- その他の金属永久磁石は6月～8月、10月～11月に顕著に減少。



(注) 85051110に含まれるレアアースは7種の中・重希土類に限らない。

(出所) グローバルトレードアトラスデータを基にジェトロ作成

8 「両用品目輸出管理条例」提出書類など（参考）

- 「両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン」に輸出許可申請書の記入方法の解説がある。
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）が日本語全文訳をHPに掲載している。

輸出ライセンス（初回申請）に必要な書類

- 申請書
- 契約書、合意書、またはその他補足資料の写し
- 輸出される物品の技術説明または試験報告書
- 最終ユーザーおよび最終用途を証明する書類（中国語訳を含む）**
- 輸入者および最終ユーザーの概要（中国語訳を含む）**
- 申請者の法定代理人、主要管理者、および運営者の身元証明
- 商務部が要求するその他の書類（申請者は審査を促進するその他の資料を提出することもできる）

最終ユーザーおよび最終用途証明書 解説事項の例

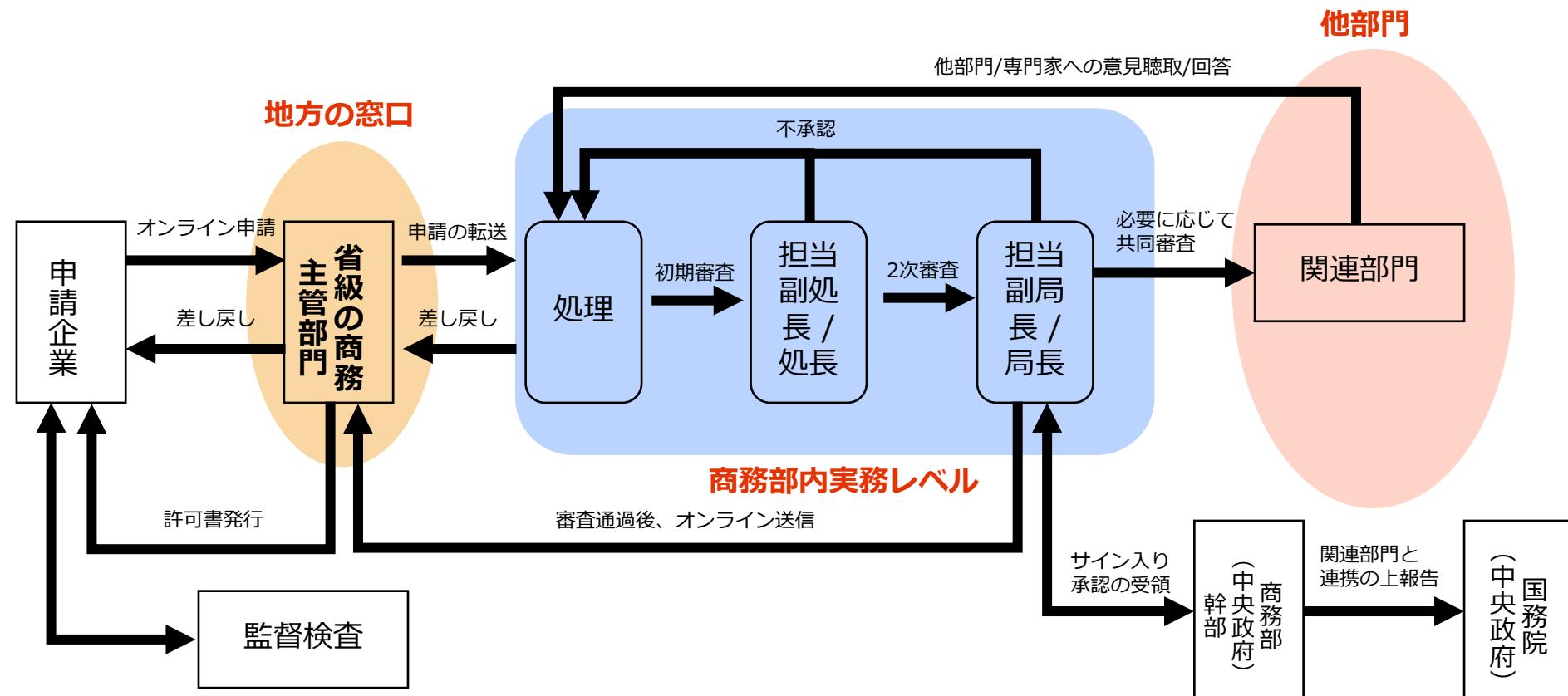
- 通常はテンプレートに従って発行し、ユーザー情報および主な約束事項を全て記載する必要がある。
- 外国側の担当者が署名および捺印した英語の原本を提出し、外国側に公印がない場合はその状況を説明する必要がある。
- 中国語の翻訳文には輸出業者の公印を押印し、翻訳の正確性を確認する。
- エンドユーザーが香港、マカオ、台湾の企業である場合は、香港、マカオ、台湾用のテンプレートに従ってフォームを記入すること。

輸入者およびエンドユーザーのプロフィールの 解説事項の例

- これには、法人、設立日、事業範囲、資産規模、従業員数、企業ウェブサイト、主要製品などの情報が含まれるが、これらに限定されない。
- 実際の生産現場や製品の写真、過去の協力に関する情報も提供することができる。

9 | 両用品目輸出にかかる許認可フロー（参考）

- 地方商務局など、地方の窓口で受理後、商務部に伝送される。
- 商務部が正式に受理してから45営業日以内の処理が法令上の規定。他部門での審査になると長期化。



10 | 日本企業からの問い合わせ/課題の例

- 該非判定、輸出許可取得の迅速化、税関検査への対応、営業秘密の保護などが共通的な課題。

日本企業からの問い合わせ/課題の例

類型	概要
該非判定	<ul style="list-style-type: none"> ・自社製品が輸出管理の対象かの判断（特に組み込み品など） ・加工度を上げた場合の該非判定の変化の有無
許認可の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・他社の輸出許可取得実績、許可発出の状況 ・許可取得までの日数の実績 ・中国側での審査を早めるための方法 ・再輸出管理についての運用、動向
税関検査の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・レアアース7種を含まない「磁石」まで影響が及んでいる（各税関の対応が統一的でない） ・検査に長期間を要する、検査費用、倉庫保管料が高額 ・口頭で輸出できないと言われた ・船会社などが、規制の影響による貨物の遅延や税関手続きの煩雑化のリスクを嫌い、ブッキングを拒否
営業秘密保護	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可申請窓口の地方商務部門に中国国外のサプライチェーンや製品組成に関する詳細な資料の提出を求められた（企業の競争力に関わる情報提出の是非、エンドユーザーの協力を得ることが困難）

11 | 日本企業の対応例

- 該非判定については商務部へ問い合わせる企業も（ただし1～3カ月程度の時間が必要）。
- 加工度を上げて別製品とする企業もあるが、コスト増となり、継続的ではないとの見方も。

日本企業の対応例

類型	概要
該非判定	<ul style="list-style-type: none"> 商務部への問い合わせ（両用品目輸出管理条例第14条に基づく措置） 商務部のQ & Aなどを参照（両用品目輸出許可申請記入に関するガイドライン、4月21日付レアアース輸出に関するFQ & A4、9月16日付レアアースに関するFQ & A5など） ガイドラインに示されている対象外品目に加工し輸出するため、中国大陸内のサプライチェーンを調整
許認可の運用	<ul style="list-style-type: none"> 商務部、在日中国大使館などへの陳情活動 他社動向の把握 包括許可取得に向けた情報収集
税関検査の状況	<ul style="list-style-type: none"> 混載便での運送の回避 税関検査を踏まえたリードタイムの設定 自社・第三者検査機関での精度の高い検査の実施
営業秘密保護	<ul style="list-style-type: none"> 地方の窓口を含む当局への提出書類について「経営レベル」での判断。

12 | 中国の貨物・技術の輸出管理に関する対応

- 企業の予見性確保には包括許可の本格運用が力に。現時点では取得のための条件が不透明。

種類	申請・取得要件	有効期間	申請・取得方法
個別許可	単一のエンドユーザーに特定の両用品目を一回輸出する場合	1年を超えない	書面方式またはデータメッセージ方式で商務部に申請する。
包括許可	<p>以下の両方に該当する場合</p> <p>① 輸出事業者が両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度を構築し、かつ運用状況が良好で、関連する両用品目輸出記録、比較的固定的な輸出ルートおよびエンドユーザーを有するとき</p> <p>② 単一または複数のエンドユーザーに特定の両用品目を複数回輸出するとき</p>	3年を超えない	書面方式またはデータメッセージ方式で商務部に申請する。
輸出証明書	<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <p>① 国内で点検修理、試験または検査を行った後、合理的な期間内に元の輸出地の元のエンドユーザーに再び輸送するとき</p> <p>② 国外で点検修理、試験または検査を行った後、合理的な期間内に再び国内に輸送するとき</p> <p>③ 国内で開催される展示会に参加し、展示会終了後、速やかに元の状態で元の輸出地に再び輸送するとき</p> <p>④ 国外で開催される展示会に参加し、展示会終了後、速やかに元の状態で再び国内に輸送するとき</p> <p>⑤ 民間航空機部品の国外修理、備品・スペアパーツの輸出</p> <p>⑥ 商務部が規定するその他の状況</p>	1回のみ	輸出に関する情報を商務部のオンラインシステムに登録するだけで取得可能。書面やデータメッセージ方式による許可申請は不要。

13 | 処罰事例（参考）

- 具体的な処罰事例をみると、輸出者が必要な輸出許可を取得せずに両用品目を輸出申告したという理由で税関からの処罰を受けた事例が散見される。

2025年の処罰事例（一部）

処罰日	対象品目	情状	処罰内容
2025/4/18	黒鉛	<ul style="list-style-type: none"> 上海市の某社が2023年3月12日に両用品目に該当する3,300ドルの黒鉛坩堝およびタイ向け輸出用の輸出許可証を提出し、輸出申告をしたところ、税関は調査を経て、実際の仕向地がタイではなくマレーシアと認定し、同社への処罰を決定した。 	過料1,000元
2025/5/7	ハフニウム (Hf)	<ul style="list-style-type: none"> 上海市某社が2024年1月に両用品目に該当する12万9,910.6ドルの純度99.95%ハフニウム製品を輸出申告したが、必要な輸出許可証を提出できなかつたため、税関は「輸出管理法」第34条などを根拠に、同社への処罰を決定した。 	過料46万元
2025/5/20	ビスマス (Bi)	<ul style="list-style-type: none"> 北京市某社が2024年11月25日に両用品目に該当する22万4,840ドルのビスマスをインド向けに輸出申告したが、必要な輸出許可証を提出できなかつたため、税関は「輸出管理法」第34条などを根拠に、同社への処罰を決定した。 	過料50万元
2025/5/28	タンタル (Ta) 、インジウム (In) 、ガリウム (Ga) 、ゲルマニウム (Ge) 、ビスマス (Bi)	<ul style="list-style-type: none"> 江蘇省蘇州市某社が2023年2月～2024年12月の間に輸出許可を取得せずに、計1万1,294.5ドルのタンタル、インジウム、ガリウム、ゲルマニウム、ビスマスを誤って単純な「金属板」「金属箔」として申告し、米国・フランスなど向けに輸出した。 税関は「税関行政処罰実施条例」第15条、第16条などを根拠として、同社への処罰を決定した。 	過料8,000元
2025/6/12	ネオジム磁石	<ul style="list-style-type: none"> 福建省アモイ市某社が2025年4月10日に輸出許可を取得せずに、3万7,584.96ドルの「鉄成分の磁石」(HSコード: 8505119000)を輸出申告したところ、税関は調査を経て、輸出許可が必要な両用品目であるジスプロシウムを含むネオジム鉄ボロン磁石材料(HSコード: 8505111000)に該当すると判断した。同社の行為が「輸出管理法」第34条における管理対象品目の無許可輸出に該当すると認定し、同社への処罰を決定した。 	過料8万1,000元

(注) 検索範囲や検索方法によって把握できる事例が異なる。

(出所) 金誠同達法律事務所 (JT&N) 調べによる

ここまでまとめ

- レアアース7種の輸出管理強化（4月4日施行）により、4月以降、レアアースを含む永久磁石を中心に磁石全般の中国からの輸出が滞るケースが継続的に発生。
- 許認可の取得可否や、取得のスピードがサプライチェーン上の大きなリスクに。
- 輸出許可は発出されているものの、現状では輸出許可の運用の多くが「個別許可」のため、企業にとっての予見性が低い状態が継続。
- 企業の輸出予見性確保のためには「包括許可」の運用が重要。これに対する企業のニーズも高い。「包括許可」取得のためには輸出者が企業内部の輸出管理コンプライアンス体制を構築することが必要条件となっている。
- また、2026年2月時点では取得のための条件が不透明となっている（両用品目と技術輸出通用許可管理弁法、商務部令2009年第8号の位置づけなど）。

本日の講演内容

- I. 中国の経済安全保障政策の概要
- II. 中国の輸出管理強化における日本企業への影響と対応
- III. 米中の釜山合意と再輸出規制の動向
- IV. まとめ

1 | 輸出管理法関連の動向

- 米中間の貿易摩擦などの国際情勢を背景に、中国は半導体、電気自動車、磁石などの製造に関連する戦略的資源の輸出管理を強化。

レアアース、レアメタル、ドローン等に対する輸出管理強化の例

- 2023年7月 ガリウム、ゲルマニウム関連品目、大型ドローン関連品目の新規追加（2023年8月施行）
- 2023年10月 黒鉛関連品目の調整（2023年12月施行）
- 2024年7月 大型ドローン関連品目の調整（2024年9月施行）
- 2024年8月 アンチモン関連品目の新規追加（2024年9月施行）
- **2024年12月 軍事用途・ガリウム、ゲルマニウム等の両用品目の米国に対する輸出管理強化（同月施行）**
- 2025年2月 タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目の新規追加（同月施行）
- 2025年4月 サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウムの関連品目の新規追加（同月施行）
- **2026年1月 日本向けの両用品目輸出管理の強化**

2 | 輸出管理法関連の動向（米中の釜山合意関連）

- 中国商務部は2024年12月3日、両用品目を対象とした**対米輸出管理強化**を発表、即日施行。
- 釜山合意後の11月9日公布の商务部公告2025年72号により、以下の★の措置を2026年11月27日まで暫定停止。

対米輸出管理強化措置（商务部公告2024年第46号）の概要

品目等	措置
両用品目	<ul style="list-style-type: none"> 米国の軍事ユーザー向けまたは軍事用途向けの輸出を禁止する。
★ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬質材料に関する両用品目	<ul style="list-style-type: none"> 米国向け輸出を原則許可しない。
★黒鉛両用品目	<ul style="list-style-type: none"> 米国向け輸出の審査（エンドユーザーおよび最終用途）の厳格化。
上記についての再輸出規制	<ul style="list-style-type: none"> いかなる国や地域の組織および個人であっても、上記に違反し、中国を原産とする関連両用品目を米国の組織および個人に移転または提供した場合、法に基づいて法的責任を追及する。

(出所) 商務部発表からジェトロ作成

3 | 日本向けの両用品目輸出管理の強化

- 中国商務部は2026年1月6日、両用品目を対象とした対日輸出管理強化を発表、即日施行。
- 「日本の軍事力向上に寄与する一切のその他のエンドユーザー・用途」の定義などが現時点では不明確。

対日輸出管理強化措置（商務部公告2026年第1号）の概要

品目など	措置
両用品目	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本の軍事ユーザー・軍事用途、及び<u>日本の軍事力向上に寄与する一切のその他のエンドユーザー・用途</u>向けの全ての両用品目の輸出を禁止する。
上記についての再輸出規制	<ul style="list-style-type: none"> ● いかなる国や地域の組織および個人であっても、上記に違反し、<u>中国を原産とする関連両用品目</u>を日本の組織および個人に移転または提供した場合、法に基づいて法的責任を追及する。

（参考）両用品目の定義について

- 「輸出管理法」第2条第4項では、「両用品目」とは、民生用途だけでなく、軍事用途や潜在的な軍事力の向上に寄与するもので、特に大量破壊兵器およびその運搬手段の設計、開発、生産、使用に用いる貨物、技術、役務であると定義されている
- 具体的には、①「輸出管理法」第9条第1項に従って制定された「両用品目輸出管理リスト」に定める品目、②「輸出管理法」第9条第2項に従って実施された臨時規制品目、③「両用品目輸出管理リスト」に定める品目および臨時規制品目以外であっても、「両用品目」の定義に該当するもの（「輸出管理法」第10条に基づく禁止輸出の対象となったものなど）

(注) 根拠法は、輸出管理法、両用品目輸出管理条例等の関連規定との説明。

(出所) 商務部発表からジェトロ作成

4 | 日本向けの両用品目輸出管理の強化 (参考)

- 中国商務部の何亞東報道官は2026年1月8日、定例記者会見で対日両用品目輸出管理強化に関して、「民生用途に関わるものは影響を受けない。正常な民生用の貿易取引を行う関係者は、全く心配する必要はない」とコメントした。

商務部定例記者会見（1月8日）での報道官の発言内容

【朝日新聞記者】

- 先般、商務部が日本向け両用物品の輸出管理強化を発表したが、二点質問がある。一つ目の質問は、規制対象物品の範囲についてである。両用品目輸出管理リストには、レアアースから化学物質などまで幅広い品目が含まれている。これら全てが輸出管理の対象に含まれるのか。特にレアアースも輸出管理の範囲に含まれるのか。
- 二つ目の質問は、輸出禁止の対象となるユーザーと用途についてである。公告には「日本の軍事力向上に寄与する一切のその他のエンドユーザー・用途への全ての両用品目の輸出を禁止する」とある。具体的にどのような組織や企業が対象に含まれるのか。

【何亞東報道官】

- 高市早苗首相の台湾に関する誤った発言は、中国の主権と領土の完全性を侵害し、公然と中国の内政に干渉し、中国に対して武力による脅威を発した。高市首相が就任以来、「安保三文書」の改定を推進し、側近が核保有発言を行うなど、国際社会のボトムラインに挑戦しようとしている。これは高市首相と日本の右翼勢力の一貫した誤った主張と「再軍事化」推進の野心を露呈し、戦後の国際秩序に挑戦するものであり、必ずや地域の平和と安定を損ない、世界の平和と安全を脅かすものである。
- 中国は責任ある大国として、一貫して核拡散防止の国際的義務を積極的に履行している。法令に基づき、全ての両用品目について、日本の軍事ユーザー、軍事用途、および日本の軍事力強化に参与する一切のその他のエンドユーザー・用途への輸出を禁止している。**その目的は「再軍事化」と核保有の企図を阻止することであり**、完全に正当かつ合理的で合法である。
- 中国は常にグローバルな生産・供給チェーンの安定と安全の維持に努めており、**民生用途に関わるものは影響を受けない。正常な民生用の貿易取引を行う関係者は、全く心配する必要はない。**

(注) 行頭記号、改行、下線などはジェトロが追加した。

(出所) 商務部発表をジェトロが仮訳

5 | 輸出管理法関連の動向（米中の釜山合意後）

- 米中の釜山合意後、10月9日公布の6つの措置は、11月7日公布の商務部公告2025年第70号により暫定停止されている。
- 暫定停止期間は、2026年11月10日まで。

レアアース、レアメタルなどに対する輸出管理強化の例（暫定停止分）

- 2025年10月 一部のレアアース品目、関連技術についての中国国外における再輸出規制措置（10月9日公布、一部は同日施行、12月1日施行）
- 2025年10月 レアアース関連技術の輸出規制（10月9日施行）
- 2025年10月 超硬材料関連品目に対する輸出規制（10月9日公布、11月8日施行）
- 2025年10月 レアアース関連設備および原材料、補助材料に対する輸出規制（10月9日公布、11月8日施行）
- 2025年10月 一部の中重レアアース関連品目に対する輸出規制（10月9日公布、11月8日施行）
- 2025年10月 リチウム電池関連品目および技術、人造黒鉛負極材料関連品目および技術に対する輸出規制（2025年10月9日公布、11月8日施行）

6 | 米中摩擦と輸出管理の現状

- 米国のトランプ政権は11月1日、中国との通商合意に関するファクトシートを公開。
- 中国が合意した措置として以下の内容を記載。中国側発表と一致しない部分が多数存在。
- ホワイトハウスはファクトシートの一部の文言を発表後に変更（以下表の赤字部分）。

米国側の主な発表内容（中国が実施する措置について）

項目	概要
輸出管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 10月9日に発表した全世界向けの希土類（レアアース）に関する輸出管理と関連措置の停止 ● レアアース、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、黒鉛（グラファイト）に対する一般（※包括）輸出許可の発行（「この輸出許可の発行は、中国が2025年4月と2022年10月に課した規制の事実上の撤廃を意味する」との記載があった。その後赤字部分について「2023年以降に」と文言が変更された） ● 2025年3月4日以降に米国に対して実施した全ての報復的非関税措置の停止または撤廃。これには、米国企業を中国のエンドユーザーリストや、信頼できないエンティティリストに掲載した措置も含まれる。
関税	<ul style="list-style-type: none"> ● 2025年3月4日以降に発表した全ての報復関税を停止 ● 米国からの輸入品に対する関税除外措置の2026年12月31日までの延長。
造船、海運	<ul style="list-style-type: none"> ● 1974年通商法301条に基づく米国の中船の入港に対する手数料徴収に対する報復措置の撤廃、海運事業者に対する制裁の解除
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国への合成麻薬フェンタニルの流入を阻止するための措置の履行。具体的には、北米向け特定指定化学物質の出荷停止、その他の特定化学物質の全世界向け輸出の厳格な管理 ● 米国産大豆を11～12月に少なくとも1,200万トン購入し、2026～2028年の各年に少なくとも2,500万トンを購入。米国産ソルガムや広葉樹原木の購入再開。 ● オランダ系半導体メーカー、ネクスペリアの中国国内施設からの出荷再開。 ● 半導体サプライチェーンに関する米国企業を対象とした各種調査〔反差別調査やアンチダンピング（AD）調査を含む〕の終了

(出所) ホワイトハウス発表からジェトロ作成（2025年11月5日時点）

本日の講演内容

- I. 中国の経済安全保障政策の概要
- II. 中国の輸出管理強化における日本企業への影響と対応
- III. 米中の釜山合意と再輸出規制の動向
- IV. まとめ

1 | 様々な制度や課題に対しバランスの取れた対応を

- 米中摩擦の文脈でも注目される輸出管理や反外国制裁的措置に加え、従来から存在する渉外調査管理、営業秘密管理、環境規制対応、改正会社法など様々な制度や課題に対応が必要。
- 自社のビジネスにおいて特に関連性が高く、重要な点を見極め、バランスの取れた対応が必要。

日本企業の中国ビジネスの課題に関する制度やトピック

広告法

独禁法

税務調査

渉外調査

会社法

代金回収

知的財産

移転価格

環境対応

不正防止

営業秘密

データ管理

(出所) 企業ヒアリングなどからジェトロ作成

2 | まとめ

- 米戦略国際問題研究所（CSIS）のレポートによると、レアアースは米国の軍事産業にとって、F-35戦闘機、バージニア級・コロンビア級潜水艦、トマホークミサイル、レーダーシステム、プレデター無人機など数多くの先進防衛システムに不可欠な原材料。レアアースの入手可否は米国と中国の軍事力のバランスに直接影響する問題である。
- 釜山で米中が合意した内容を見ると、双方の発表内容に相違がある。米国はファクトシートでレアアースについて「規制の事実上の撤廃を意味する」と発表したが、数日後に対象となる規制の範囲を修正した。
- 輸出管理に関する米中の合意内容の核心は包括許可証の発行である。詳細な規則（両用品目と技術輸出通用許可管理弁法、商務部令2009年第8号）が改訂されなければ、現状、多くの企業は取得要件を満たせないとみられる。
- 商務部公告第72号（11月9日付）では、米国軍事ユーザー向けおよび軍事目的のデュアルユース品目の輸出禁止措置は停止されていない。
- こうした状況を踏まえると、米国軍事ユーザー向けレアアース・レアメタルの輸出が遅延したり、十分な数量を確保できなくなったりする可能性があり、米国が中国に対し暫定停止している措置を再開する可能性がある。
- そのため日本企業においては、暫定停止されている、米国EARの関連事業体50%ルール、中国のレアアースの再輸出規制などの実施に備えた対応を検討すべきではないか。
- 再輸出の規定が暫定停止の状態においても、「再輸出管理的」な規制運用が可能である点にも留意が必要。
- これまでに実施された対米輸出管理や対抗措置が日本に対して実施される可能性も想定する必要があるのでないか。

ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部中国北アジア課

藤原 智生



03-3582-5181



ORG@jetro.go.jp



〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

世界の
ビジネス関連情報
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

無料
メールマガジン
『ジェトロ・
チャイナモニター』

月2回配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list/chinamonitor.html>

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行いください。また、万一不利益を被る事態が生じましても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。